KELVIN CHIA YANGON

LOCAL KNOW-HOW WITH INTERNATIONAL EXPERTISE

Issue No. 24 | March 2016

Kelvin Chia Yangon



ケルビンチアヤンゴン(KCY)は、1995 年以来、ミャンマーにおいて積極的な活動をしており、現在ヤンゴン及びマンダレーにオフィスを有しています。KCY は、法律その他の規制が急速に変化するミャンマーで事業を進めていく方々にとって最適な法律事務所であり、商取引分野全般に渡り幅広い経験と専門性を有しております。

Level 8A

Union Financial Center (UFC) | Corner of Mahabandoola Road and Thein Phyu Road | Botahtaung Township | Yangon, Myanmar

Unit S-1

No. 1 Sedona Hotel | Junction of 26th Street & 66th Street | Chan Aye Tharzan Township | Mandalay, Myanmar

csg@kcyangon.com www.kcyangon.com

Tel /Fax (951) 8610348 Fax: (951) 8610349 (Attn: Kelvin Chia Yangon Ltd.)

ミャンマーの銀行業界における新たな法制度は、かつて規制されていた分野への外資参入に光明を投じた

かつて規制されていたミャンマーの銀行業界への参入を意図する外国の 経済組織は、今や新たな金融機関法のもと、新たな道を模索することが できるようになった。新法を実施する具体的な規制及び手続はまだ存し ないが、同法は、銀行業界への参入に伴って必要となる承認等に関して 言及している。

はじめに

新しい金融機関法(Financial Institutions Law)が2016年1月に制定されるまでは、1990年に制定された旧金融機関法が、ミャンマーにおける銀行その他金融機関の行為を規律してきた。旧金融機関法は、外資参入について十分な枠組みを規定しておらず、外資参入とは関係のない、ミャンマー中央銀行(Central Bank of Myanmar)の承認を受けた支店又は駐在事務所の開設しか想定していなかった。ミャンマー政府は、大規模プロジェクトに対する外国資本注入の必要性を認識しつつ規制の枠組みの改革を進め、銀行業界における外資参入の新たな法的枠組みを刷新する重要な第一歩を踏み出した。新金融機関法の下、ミャンマー国内の銀行に対する資本の注入及び貸付の方法による投資が可能となった。本記事では、銀行業界への外資参加に関する様々な形態に関して検討する。

外資系銀行の支店の設立

ミャンマー中央銀行は、2014 年 5 月、競争ライセンススキームを導入し、ミャンマー国内に駐在員事務所を有する又は駐在員事務所を開設途中の外資系銀行に対して、支店開設の提案をミャンマー中央銀行に提出することを要請した。初回の提案要請では、シンガポール、日本、マレーシア、中国、タイ及びオーストラリアから外資系の9行に対して、ミャンマーに存する外資系企業に対する卸売銀行業務を行う支店を運営する許可が与えられた。

かかる提案要請が成功したため、ミャンマー中央銀行は、新金融機関 法の制定の1ヶ月前である2015年12月、二度目の提案要請を開始した。 二度目の提案要請への参加は、ミャンマー国内に駐在員事務所を有する 又は駐在員事務所を開設途中にある外資系銀行であり、かつ、前回の提 案要請において許可が与えられていない銀行の出身国からの銀行のみに 限定され、その結果、インド、ベトナム、中国及び韓国 からの 4 行が選ばれた。二度目の提案要請によって与え られた許可の範囲は、一度目と同じく、卸売銀行業務を 行う支店のみとなった。

上記に関わらず、新金融機関法は、外資系銀行による子会社又は支店の設立を想定し、営業の許可申請の手続の一環としてミャンマー中央銀行への提出が必要となる文書について規定した。更に新金融機関法は、ミャンマー中央銀行が、当該申請書類を受領した日から6ヶ月以内に当該申請への応答をしなければならない旨を定めた。もっとも、外資系銀行がミャンマー中央銀行による新たな政策指示や提案要請を待たずして、新金融機関法に従った子会社や支店の許可を申請することはできないようだ。

"…外資系銀行は、ミャンマー 国内の銀行に対する資本参加 を通じて、より広い分野にお ける活動が可能となる"

新金融機関法のもとでは幅広い商業的な銀行業務が想定されているが、それらの業務は、関連する許可の条件に従い及び条件の範囲内でしか行うことが許されていない。現在、外資系銀行の支店が、小売客及びミャンマー市民が所有する会社に対してサービスを提供することは禁止されている。結果的に、外資系銀行は、地元の銀行に対する資本参加や貸付を通じて、これまでより広い分野における活動が可能となる。

外資系銀行の駐在事務所の設立

ミャンマーにおける支店運営に必要とされる最低資本 金を支払うことなく金融サービスを実施したい外資系銀 行にとっては、市場調査のために駐在員事務所を設立す るという方法がある。一般的に、駐在員事務所は、たと えその業務が他国の本店や支店を代理して行われる場合 であっても、いかなる銀行業務も行うことが認められて いない。

外国の経済組織によるミャンマーの銀行への資本参加

新金融機関法第 42 条は、金融機関の株式を取得する ことに関して詳細に規定している。それは、ミャンマー に設立された金融機関の相当数の株式取得を意図する経済組織に対して、ミャンマー中央銀行への許可申請を義務付けている。ここでいう相当数の株式とは、新金融機関法によれば、(1) ミャンマー中央銀行によって規定された必要資本のもしくは金融機関の議決権の 10%以上を直接もしくは間接的に保有していること、又は (2) 金融機関の経営を直接もしくは間接的に支配することができることと定義されている。

新金融機関法は、ミャンマー中央銀行に対して、申請者の申請及びバックグラウンドを調査するために、申請者に対して書類提出を求める権限を与えている。また、第42条は、金融機関の株式取得提案の拒絶事由についても定めている。具体的には、(1)個人の申請者が適切な人物ではない場合、(2)法人の申請者の1人以上の取締役又は最高責任者が適切な人物ではない場合、(3)申請者が関連銀行に対して当該銀行の健全かつ良識的な経営を脅かす重大な影響を及ぼすであろうことを示す事実がミャンマー中央銀行に知られている場合には、株式取得ができない。

とりわけ、第 45 条は、銀行の相当数の株式取得のための契約締結又は準備行為を行う前に、まずミャンマー中央銀行に事前の書面による承諾を求めなければならないことを定めている。つまり、ミャンマー中央銀行は、相当数の銀行株式の取得につながる又はつながる可能性のある準備行為をも想定した上で規制をしているようだ。同条は、転換ローンなどのローンにも拡大解釈される可能性がある。

もっとも、この株式取得に関する議論は、外資系の銀行以外の経済組織による株式取得に関しては何ら規定していない。また、"相当数"でない金融機関の株式の取得がミャンマー中央銀行によって規制されるのか又はどのように規制されるのかについては、新法上も明確ではない。

新金融機関法第 48 条によれば、銀行間の合併は認められている。外資系銀行は、ミャンマーで設立された他の銀行の一部又は全部の株式を取得することや、ミャンマーにおける運営事業を売却することができる。事業の合併及び取得の際には、ミャンマー中央銀行による事前の書面による承諾が必要となり、それに関連する銀行は、ミャンマー中央銀行に対して、提案の合意書及び関連する書類を付して許可申請を行うことが必要となる。

更なる一般的な事項として、新金融機関法は、ミャンマー中央銀行が、個人又は法人が保有できる銀行の株式の最大数を規定することを認めている。この点については、ミャンマー中央銀行は、株式を取得する株主の種類に応じて裁量を有している。

ミャンマーの銀行に対する貸付

新金融機関法は、ミャンマーの銀行が他の銀行又はノンバンクから借入れをすることを明示的に禁止していない。株式への転換借入れも、ミャンマー中央銀行の承認があれば可能であり、これは、ミャンマーの銀行株式の取得に間接的につながることになる。

更に注目すべきは、借主の性質に関わらず、海外からのいかなる種類の借入れに際しても、ミャンマー中央銀行が発行する外貨管理規制に従ってミャンマー中央銀行からの承認を得なければならない。それに違反すれば、返済のための海外の元本及び利息の送金が問題となり得る。

結論

依然として曖昧さが残る点もあるが、新金融機関法は、 広範な領域に及び、現在の経済の現実の複雑さを反映し ており、ミャンマーの銀行業界への外国投資家の参入の 方法を用意している。そして、同法の規制及び手続の施 行は、銀行業界における外国投資の枠組みを強固にする だろう。



Main Practice Areas

Foreign Investments | Incorporation and Company Maintenance | Due Diligence | Mergers and Acquisitions | Joint Ventures and Production Sharing Agreements | Investment Funds | Energy/Oil and Gas | Natural Resources/ Mining | Banking Regulatory | Corporate and Project Financing | Manufacturing | Education | Agriculture | Real Estate | Infrastructure | Construction | Technology, Media and Telecommunications | Compliance/ Regulatory | Licensing and Permits | Labor and Employment | Taxation | Insurance | International Arbitration | Intellectual Property | Special Economic Zones